

令和5年4月4日

各課・室・センター長様
各地方機関の長様
学校以外の各教育機関の長様
西部教育事務所芸北支所長様
各県立学校長様
関係給与支払機関の長様
関係団体の長様

一般財団法人広島県教育職員互助組組合理事長

一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規定の一部改正
について（通知）

このことについて、次のとおり一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則の一部改正による掛金の一部改正及び広島東税務署長から掛金の一部について認められていた社会保険料控除の承認が取消されました。

ついては、このことを組合員に周知するとともに適切に処理してください。

- 1 組合員（県費負担短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員を除く。）の事業掛金及び被扶養者掛金の改正について

	改正後	改正前
事業掛金	被扶養者のない期間 給料月額×1000分の6	給料月額×1000分の6
	被扶養者のある期間 給料月額×1000分の7.4 (被扶養者掛金相当額を事業掛金に加算)	
被扶養者掛金	—	1人200円(最高800円)

※施行日：令和5年4月1日

2 一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則新旧対照表（抜粋）

改正後	改正前
(掛金) 第 11 条 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 組合員の掛金の月額、次の各号に掲げる金額とする。なお、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。 <u>(1) 県費負担組合員（再任用職員等任用期間に定めのある職員及び短時間勤務会計年度任用職員を除く。）の掛金の月額は、事業掛金として初日の給料月額の 1000 分の 6 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、給料月額の 1000 分の 7.4 に相当する額、生涯福祉掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額、退職医療掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額とする。</u> <u>(2) 県費負担組合員のうち再任用職員等任用期間に定めのある職員及び再任用短時間勤務職員のうち 4 週 116 時間 15 分勤務の組合員の掛金の月額は、事業掛金として初日の給料月額の 1000 分の 6 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、給料月額の 1000 分の 7.4 に相当する額とする。</u> <u>(3) 県費負担組合員のうち前号に該当するものを除く短時間勤務会計年度任用職員の掛金の月額は、事業掛金として標準報酬月額の 1000 分の 5.3 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、標準報酬月額の 1000 分の 6.7 に相当する額とする。</u> <u>(4) 市町費等組合員（短時間勤務会計年度任用職員及び 13 月未満の会計年度任用職員を除く。）の掛金の月額は、事業掛金として初日の給料月額の 1000 分の 6 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、給料月額の 1000 分の 7.4 に相当する額、生涯福祉掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する</u>	(掛金) 第 11 条 1 (略) 2 (略) 3 (略) 4 組合員（短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員を除く。）の掛金の月額は、事業掛金として初日の給料月額の 1000 分の 6 に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）、生涯福祉掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）、退職医療掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額（円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額。）及び被扶養者掛金として被扶養者 1 人につき 200 円を加算した額とする。この場合において、被扶養者掛金は、組合員 1 人につき 800 円を上限とするものとする。 ただし、任用期間に定めのある県費組合員の掛金の月額は、事業掛金及び被扶養者掛金とする。

<u>額，退職医療掛金として初日の給料月額の1000分の2に相当する額とする。</u> <u>(5)市町費等組合員のうち短時間勤務会計年度任用職員及び13月未満の会計年度任用職員の掛金の月額は，事業掛金として標準報酬月額</u> <u>の1000分の5.3に相当する額とし，被扶養者がある期間については，標準報酬月額の1000</u> <u>分の6.7に相当する額とする。</u> (削除)	5 短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員である組合員の掛金の月額は，事業掛金として標準報酬月額の1000分の5.3に相当する額（円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額。）とし，被扶養者がある期間については，標準報酬月額の1000分の6.7に相当する額（円未満の端数があるときは，その端数を切り捨てた額。）とする。
--	--

3 一部改正後の一般財団法人広島県教育職員互助組合組合員に関する規則
別紙のとおり

4 掛金の一部に係る社会保険料控除について

昭和46年7月15日付けで広島東税務署長から承認された当互助組合掛金の社会保険料控除については，令和5年4月支給分の給与から控除する掛金から社会保険料控除の対象外になります。

担当 小田
電話 (082) 228-1386

一般財団法人広島県教育職員互助組合 組合員に関する規則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、一般財団法人広島県教育職員互助組合定款（以下「定款」という。）

第47条第4項に基づき、一般財団法人広島県教育職員互助組合（以下「互助組合」という。）の組合員資格の取得及び喪失並びに掛金の納入等に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 組合員等

(資格の得喪)

第2条 組合員の資格は、定款第47条第2項に規定する組合員（退職組合員を除く）にあっては、同項の要件を備えるに至った日からこれを取得し、当該要件を欠くに至った日の翌日からこれを喪失する。

(資格取得の届出)

第3条 組合員の資格を取得し、互助組合に加入しようとする者は、別に定める加入申込書を所属長経由で速やかに理事長に提出しなければならない。

2 任用期間に定めのある職員は、資格取得日から20日以内に加入申込書を提出することで互助組合へ加入することができる。

(権利)

第4条 組合員は、次の権利を有する。

- (1) 給付又は貸付を受けること。
- (2) 事業に参加すること。
- (3) 役員等に選任されること。

(義務)

第5条 組合員は、次の義務を負う。

- (1) 定款及びこれに基づく諸規程を遵守すること。
- (2) 互助組合の運営等について、評議員会及び理事会で決定した事項に従うこと。
- (3) 掛金を納入し、債務を弁済すること。

(権利譲渡の禁止)

第6条 組合員は、互助組合に対して有する権利を他に譲渡し、又は担保に供することはできない。

(組合員原票)

第7条 互助組合は、組合員ごとに別に定める組合員原票を備え、組合員資格の得喪、掛金に関する事項その他所要の事項を整理しなければならない。ただし、定款第47条第2項第1号に規定する組合員のうち、県費負担組合員の組合員原票は、公立学校共済組合広島支部（以下「共済組合」という。）の組合員原票をもってこれに代えることができる。

(異動報告)

第8条 定款第47条第2項第1号に規定する組合員のうち、県費負担組合員については、公立学校共済組合運営規則（昭和38年2月25日制定）第11条の規定による組合員異動報告書を、所属長が共済組合に提出したとき、互助組合に対して、組合員異動報告書の提出があったものとみなす。

- 2 前項に規定する組合員を除く組合員については、互助組合員数及び加入・脱退状況等報告書をもって、組合員異動報告書に代えることができる。

(被扶養者)

第9条 被扶養者とは、次に掲げる者で、主として組合員の収入により生計を維持する者をいう。

- (1) 組合員の配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）子、父母、孫、祖父母及び弟妹
 - (2) 組合員と同一の世帯に属する2親等内の親族で前号に掲げる者以外の者
 - (3) 組合員の配偶者で届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子並びに当該配偶者の死亡後におけるその父母及び子で、組合員と同一の世帯に属する者
- 2 前項に規定する主として組合員の収入により生計を維持することの認定に関しては、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律152号。以下「法」という。）第2条第2項の認定の例による。
 - 3 被扶養者の認定等については、共済組合が認定した被扶養者又は認定を取り消した被扶養者を、互助組合が自ら認定又は認定を取り消した被扶養者とみなす。

(遺族)

第10条 遺族とは、組合員であった者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母をいう。

- 2 給付を受けるべき遺族の順位は、法第45条の規定を準用する。
- 3 前項の規定により給付を受けるべき遺族に同順位者が2人以上あるときは、その給付は、その人数によって等分して支給する。ただし、そのうちの1人を請求及び受領について代表者として定め、同順位者全員の同意書を添えて請求があったときは、当該代表者に支給する。

第3章 掛金等

(掛金)

第11条 組合員は、掛金を毎月納入しなければならない。ただし、次に掲げる期間の属する月の掛金については、納入を要しないものとする。

- (1) 地方公務員の育児休業等に関する法律又は育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律に規定する育児休業の期間
- (2) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定による休職の期間のうち、有給の期間を除いた期間
- (3) 介護休暇取得のため、職員の給与に関する条例等の規定により、給与の減額を受けた期間
- (4) 在外教育施設派遣教員に同行する配偶者である教員の在外活動に関する取扱要領

(平成 10 年 3 月 16 日広島県教育委員会教育長制定) 第 6 項の規定により給与が支給されない期間

- (5) 組合員が産前産後休業(出産の日(出産の日が産前産後休業であるときは、出産の予定日)以前 42 日(多胎妊娠の場合にあつては、98 日)から出産の日後 56 日までの間において勤務に服さないこと(妊娠又は出産に関する事由を理由として勤務に服さない場合に限る。)をいう。)を開始し、互助組合に申出をしたときは、その産前産後休業を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日の属する月の前月までの期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか、理事会が承認する事由の期間
- 2 掛金を納入すべき期間は、組合員となった日の属する月から組合員でなくなった日の属する月の前月までとする。
- 3 組合員(短時間勤務再任用職員以外の短時間勤務会計年度任用職員を除く。)の掛金の算定の基準となる給料月額、一般財団法人広島県教育職員互助組合運営規則第 2 条第 1 項第 6 号に規定する給料(広島県の職員の給与に関する条例第 9 条に規定する給料の調整額及び広島県の県立及び市町立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置条例第 3 条に規定する教職調整額を含む。)とする。
- 4 組合員の掛金の月額は、次の各号に掲げる金額とする。なお、円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。
 - (1) 県費負担組合員(再任用職員等任用期間に定めのある職員及び短時間勤務会計年度任用職員を除く。)の掛金の月額は、事業掛金として初日の給料月額の 1000 分の 6 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、給料月額の 1000 分の 7.4 に相当する額、生涯福祉掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額、退職医療掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額とする。
 - (2) 県費負担組合員のうち再任用職員等任用期間に定めのある職員及び再任用短時間勤務職員のうち 4 週 116 時間 15 分勤務の組合員の掛金の月額は、事業掛金として初日の給料月額の 1000 分の 6 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、給料月額の 1000 分の 7.4 に相当する額とする。
 - (3) 県費負担組合員のうち前号に該当するものを除く短時間勤務会計年度任用職員の掛金の月額は、事業掛金として標準報酬月額の 1000 分の 5.3 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、標準報酬月額の 1000 分の 6.7 に相当する額とする。
 - (4) 市町費等組合員(短時間勤務会計年度任用職員及び 13 月未満の会計年度任用職員を除く。)の掛金の月額は、事業掛金として初日の給料月額の 1000 分の 6 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、給料月額の 1000 分の 7.4 に相当する額、生涯福祉掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額、退職医療掛金として初日の給料月額の 1000 分の 2 に相当する額とする。
 - (5) 市町費負担等組合員のうち短時間勤務会計年度任用職員及び 13 月未満の会計年度任用職員の掛金の月額は、事業掛金として標準報酬月額の 1000 分の 5.3 に相当する額とし、被扶養者がある期間については、標準報酬月額の 1000 分の 6.7 に相当する額とする。

(掛金等の給与からの控除)

第 12 条 組合員が互助組合に対して納入すべき掛金及び掛金以外の金額については、広

島県職員の共済制度に関する条例第7条及び法第115条の例により、組合員の給与支払機関が組合員の給料その他の給与等（退職手当又はこれに相当する手当を含む。）から控除して、これを組合員に代わって払い込むようにするものとする。

第4章 補則

（改廃）

第13条 この規則の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

（補則）

第14条 この規則の実施に関して必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附 則

この規則は、一般財団法人への移行認可を受け、移行の登記をした日から施行する。

附 則

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

2 施行日前に改正後の第11条第1項第5号に規定する産前産後休業に相当する休業を開始した者については、施行日をその産前産後休業を開始した日とみなして、同条の規定を適用する。

附 則

この規則は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。